

〔国税庁〕

高松国税局

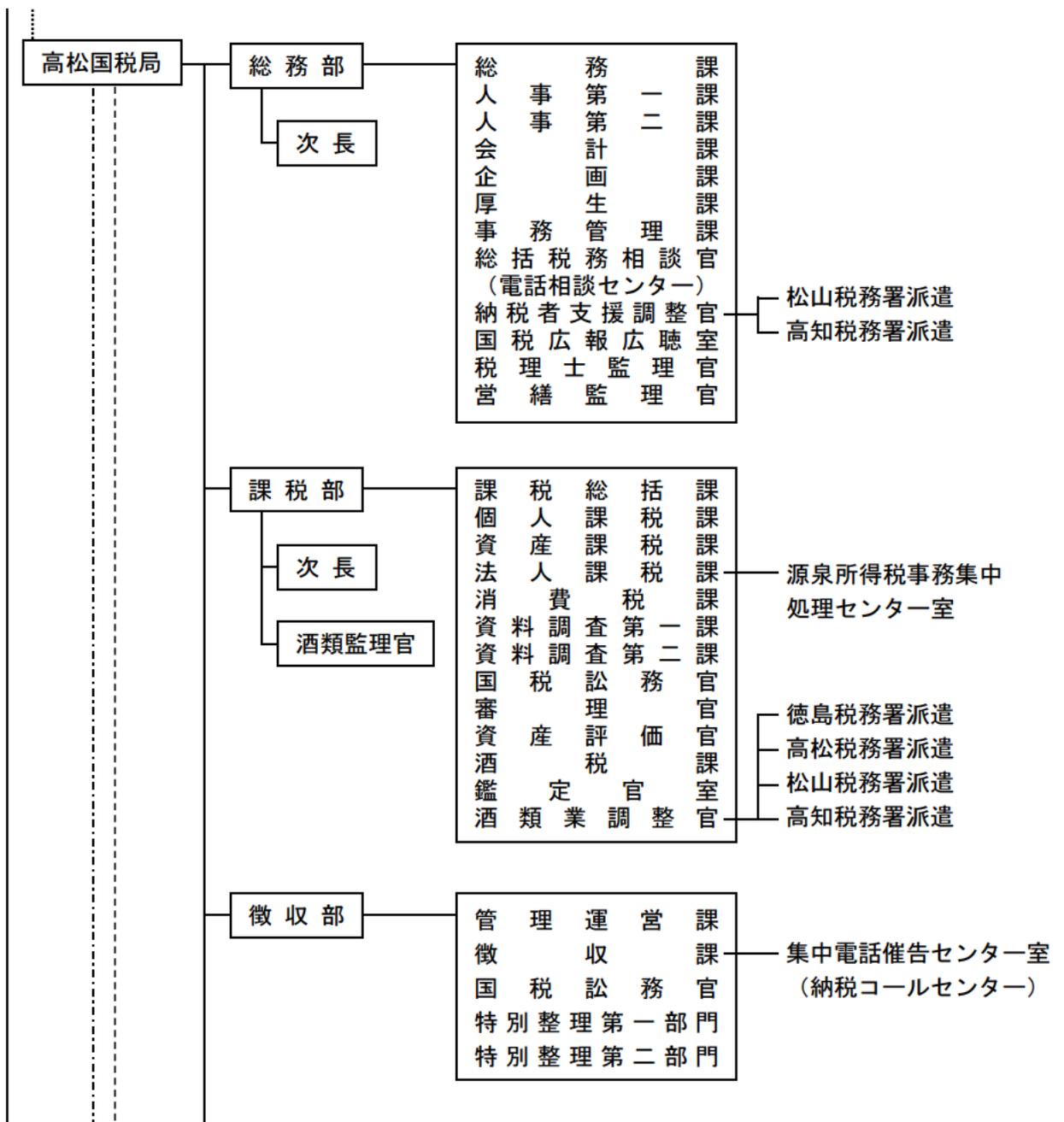
〒760-0018 高松市天神前2-10（高松国税総合庁舎）

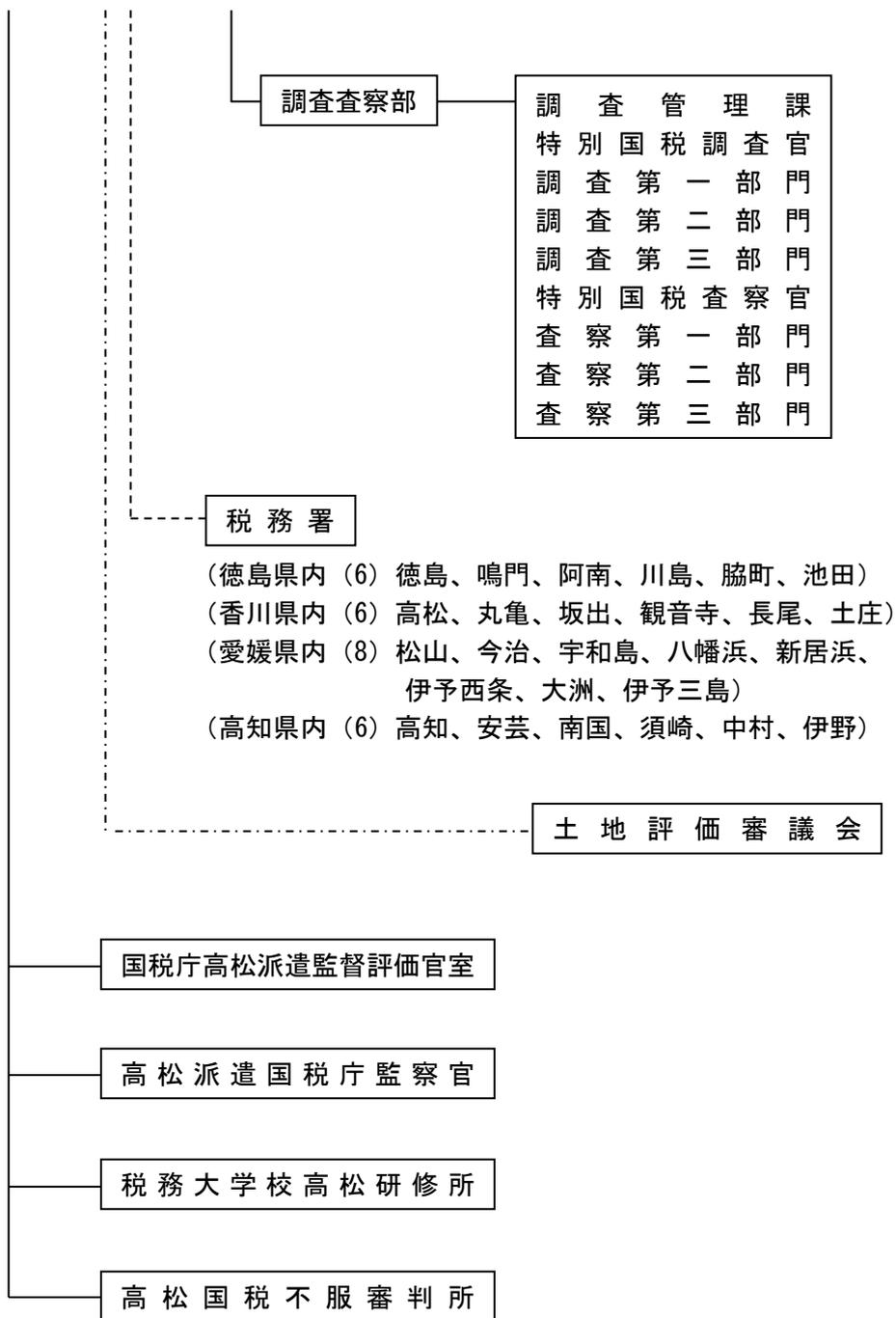
TEL (087) 831-3111（代表）

（国税庁ホームページアドレス） <http://www.nta.go.jp>

〔組織〕

（国税庁）





調査査察部

調査管理課
特別国税調査官
調査第一部門
調査第二部門
調査第三部門
特別国税査察官
査察第一部門
査察第二部門
査察第三部門

税務署

(徳島県内 (6) 徳島、鳴門、阿南、川島、脇町、池田)
(香川県内 (6) 高松、丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄)
(愛媛県内 (8) 松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、
伊予西条、大洲、伊予三島)
(高知県内 (6) 高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野)

土地評価審議会

国税庁高松派遣監督評価官室

高松派遣国税庁監察官

税務大学校高松研修所

高松国税不服審判所

設置根拠	財務省設置法第 23 条、財務省組織令第 96 条
所掌事務	<p>総務部 人事、会計、厚生等、組織全体にかかわる管理事務を行うとともに、多岐にわたる税務行政全般の総合的な運営方針を企画・立案</p> <p>課税部 内国税（所得税、法人税、源泉所得税、消費税、相続税、贈与税、酒税、たばこ税等）の賦課に関する事務の企画・立案、調査、訴訟事務、内国税の賦課に関する資料及び情報事務の管理並びに税務署の指導・監督等</p> <p>徴収部 申告・納税等に関する基本情報の処理事務、国税債権・債務の管理事務や滞納国税の徴収事務等についての企画・立案、税務署の指導・監督を行うとともに、自らも大口滞納の滞納整理や物納の許可等の事務</p> <p>調査査察部 原則として資本金 1 億円以上の内国法人及びすべての外国法人の法人税・消費税並びに国・都道府県の特別会計やその他の公共法人に係る消費税の調査事務を担当。また、内国税につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての国税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締りに関する事務</p>
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>高松国税局 担当：総務課 税務情報専門官 TEL (087) 831-3111 (代表)</p>

設 置 根 拠	財務省設置法第 24 条、財務省組織規則第 544 条及び別表第九																								
所 掌 事 務	1 内国税の賦課及び徴収に関すること 2 税理士制度の運営に関すること 3 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く） 4 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること 5 印紙の模造の取締りを行うこと 6 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること 7 1～6 に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき、税務署に属させられた事務																								
管 轄 区 域	高松税務署		高松市、香川郡、木田郡																						
	丸亀税務署		丸亀市、善通寺市、仲多度郡																						
	坂出税務署		坂出市、綾歌郡																						
	観音寺税務署		観音寺市、三豊市																						
	長尾税務署		さぬき市、東かがわ市																						
	土庄税務署		小豆郡																						
情報公開・個人情報保護窓口	署別	高 松	丸 亀	坂 出	観音寺	長 尾	土 庄																		
	担当	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課																		
	TEL	(087)	(0877)	(0877)	(0875)	(0879)	(0879)																		
	(代表)	861-4121	23-2221	46-3131	25-2191	52-2531	62-1301																		
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	1 税務相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容：国税（所得税、相続税、贈与税、消費税、法人税等）に関する相談 ・ 担当：最寄りの税務署の代表番号 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>高松税務署</td><td>(087)</td><td>861-4121</td></tr> <tr><td>丸亀税務署</td><td>(0877)</td><td>23-2221</td></tr> <tr><td>坂出税務署</td><td>(0877)</td><td>46-3131</td></tr> <tr><td>観音寺税務署</td><td>(0875)</td><td>25-2191</td></tr> <tr><td>長尾税務署</td><td>(0879)</td><td>52-2531</td></tr> <tr><td>土庄税務署</td><td>(0879)</td><td>62-1301</td></tr> </table> ・ 受付時間：平日の 8：30～17：00 ・ 電話による相談は、最寄りの税務署の代表電話番号へ電話をし、音声案内で案内番号「1」を選択すると電話相談センターにつながります（おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます）。 なお、国税に関する相談のうち、内容が複雑で関係書類等により事実関係の確認が必要なものについては、最寄りの税務署で面接による相談を行っております。この場合は事前に連絡して相談日時の予約をしてください。 2 タックスアンサー <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容：国税のよくある質問に関する情報提供 ・ インターネット・アドレス： http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm ・ 受付時間：常時受付 							高松税務署	(087)	861-4121	丸亀税務署	(0877)	23-2221	坂出税務署	(0877)	46-3131	観音寺税務署	(0875)	25-2191	長尾税務署	(0879)	52-2531	土庄税務署	(0879)	62-1301
高松税務署	(087)	861-4121																							
丸亀税務署	(0877)	23-2221																							
坂出税務署	(0877)	46-3131																							
観音寺税務署	(0875)	25-2191																							
長尾税務署	(0879)	52-2531																							
土庄税務署	(0879)	62-1301																							